

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○住民基本台帳法施行条例施行規則…………… (市町村課)	1
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例第2条ただし書の規則で定める場合を定める規則の一部を改正する規則…………… (総合政策部総務課)	6
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則 (人材育成課)	6
○北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則…………… (出納局総務課)	9
訓 令	
○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	11
○北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	12

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則をここに公布する。
平成23年3月18日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第8号
住民基本台帳法施行条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(道内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第2条 条例第3条の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。次条において同じ。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号。次条において「総務省告示」という。）によるものとする。
(知事以外の道の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第3条 条例第6条の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務

省告示によるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第4条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）である場合にあっては、その役員（法人でない社団又は財団におけるその代表者又は管理人を含む。以下同じ。）又は清算人）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。

- (1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - (2) 納税者、特別徴収義務者、第二次納税義務者又は地方税法（昭和25年法律第226号）第16条第1項第6号の保証人（これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。）
 - (3) 地方税法第16条第1項第1号から第5号までの担保を提供した者（その相続人その他の一般承継人を含むものとし、前号に掲げる者を除く。）
 - (4) 過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者（その相続人その他の一般承継人を含む。）又はその者から当該過誤納金若しくは還付金の受領の委任を受けた者
 - (5) 納税管理人
 - (6) 次に掲げる者（滞納処分（その例による処分を含む。）を行おうとする場合に限る。次条第2項第1号キにおいて「滞納者財産権利者等」という。）
 - ア 滞納者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者
 - イ 滞納者の財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
 - ウ 滞納者の財産を占有する第三者又はこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
 - エ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
 - (7) 市町村税その他の徴収金の賦課又は徴収に関する調査の対象である者（前各号に掲げる者を除く。）
- 2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、前項第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる者その他徴収金の徴収に関する調査の対象である者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。
- 3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、犯則嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。
- 4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、納付義務者（その相続人その他の一般承継人を含むものとし、納付義務者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人とす

る。以下同じ。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、納付義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(1) 納付義務者

(2) 次に掲げる者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)(滞納処分
の例により処分を行おうとする場合に限る。次条第2項第1号キを除き、以下「滞納者
財産権利者等」という。)

ア 滞納者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

イ 滞納者の財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利
を有する者

ウ 滞納者の財産を占有する第三者又はこれを占有していると認めるに足りる相当の理
由がある第三者

エ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに
足りる相当の理由がある者

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、納付義務者又は滞納者財産権利者等の生
存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第
3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地若しくはその土地にある物件に
ついて所有権を有する者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人。次
条第23項において同じ。)又は当該土地、当該物件若しくは当該事業の用に供するための
河川の敷地、海底若しくは流水、海水その他の水に関して所有権以外の権利を有する者
(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人。同項において同じ。)の生
存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

9 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、納付義務者又は滞納者財産権利者等の生
存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

10 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、納付義務者又は滞納者財産権利者等の生
存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

11 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、家賃又は駐車場その他の共同施設の使用
料の納付義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

12 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、納付義務者又は滞納者財産権利者等の生
存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

13 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、資金の返還に係る債務者又は保証人(こ
れらの者の相続人その他の一般承継人を含む。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確

認とする。

(条例別表第2の規則で定める事務)

第5条 条例別表第2の1の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事
実についての審査

(3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏
名若しくは住所の確認

2 条例別表第2の2の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の
事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認

ア 納税義務者又は納税義務があると認められる者

イ 納税者、特別徴収義務者、第二次納税義務者又は地方税法第16条第1項第6号の保
証人(これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。)

ウ 地方税法第16条第1項第1号から第5号までの担保を提供した者(その相続人その
他の一般承継人を含むものとし、イに掲げる者を除く。)

エ 過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者(その相続人その他の一般承継人
を含む。)又はその者から当該過誤納金若しくは還付金の受領の委任を受けた者

オ 納税管理人

カ 免税軽油使用者

キ 滞納者財産権利者等

ク 道税その他の徴収金の賦課又は徴収に関する調査の対象である者(アからキまでに
掲げる者を除く。)

(2) 既存住宅等の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の適用があるべき旨の申告
の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答

(3) 既存住宅等の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額又は還付の申請の受
理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(4) 身体障害者と生計を一にする者が専ら身体障害者のために運転する自動車の取得又は
所有に対する自動車取得税の減免又は自動車税の課税免除の申請の受理、その申請に係
る事実についての審査又はその申請に対する応答

3 条例別表第2の3の事項の規則で定める事務は、前項第1号イ、ウ又はオからキまでに
掲げる者その他徴収金の徴収に関する調査の対象である者(これらの者が法人である場合
にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の
確認とする。

4 条例別表第2の4の事項の規則で定める事務は、犯則嫌疑者又は参考人(これらの者が

法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。

- 5 条例別表第2の5の事項の規則で定める事務は、行政書士法施行細則(昭和26年北海道規則第64号)第1条第1項の行政書士試験合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
- 6 条例別表第2の6の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 特定の開発行為の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 特定の開発行為の許可を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 7 条例別表第2の7の事項の規則で定める事務は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の14第1項若しくは第2項の指示又は同条第4項の命令を受けるべき者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。
- 8 条例別表第2の8の事項の規則で定める事務は、次に掲げる者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。
 - (1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第7条の指示を受けるべき事業者又は同法第8条第1項の請求の対象となる事業者
 - (2) 不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項の当該事業者とその事業に関して関係のある事業者
- 9 条例別表第2の9の事項の規則で定める事務は、次に掲げる者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。
 - (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第7条の指示又は同法第8条第1項の命令を受けるべき事業者
 - (2) 特定商取引に関する法律第14条各項の指示又は同法第15条第1項若しくは第2項の命令を受けるべき事業者
 - (3) 特定商取引に関する法律第22条の指示又は同法第23条第1項の命令を受けるべき事業者
 - (4) 特定商取引に関する法律第38条各項の指示又は同法第39条第1項から第4項までの命令を受けるべき者
 - (5) 特定商取引に関する法律第46条の指示又は同法第47条第1項の命令を受けるべき事業

者

- (6) 特定商取引に関する法律第56条各項の指示又は同法第57条第1項若しくは第2項の命令を受けるべき事業者
 - (7) 特定商取引に関する法律第66条第2項の密接関係者又は同条第3項の販売業者等と取引する者
- 10 条例別表第2の10の事項の規則で定める事務は、次に掲げる者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。
 - (1) 北海道消費生活条例(平成11年北海道条例第43号)第9条第3項の勧告を受けるべき事業者
 - (2) 北海道消費生活条例第9条の2の情報の提供に係る事業者
 - (3) 北海道消費生活条例第15条第2項の勧告を受けるべき事業者
 - (4) 北海道消費生活条例第15条の2第3項の勧告を受けるべき事業者
 - (5) 北海道消費生活条例第17条第3項の勧告を受けるべき事業者
 - (6) 北海道消費生活条例第17条の2の情報の提供に係る事業者
 - (7) 北海道消費生活条例第19条第2項の勧告を受けるべき事業者
 - (8) 北海道消費生活条例第20条第2項の勧告を受けるべき事業者
 - (9) 北海道消費生活条例施行規則(平成12年北海道規則第29号)第40条各号に掲げる者
- 11 条例別表第2の11の事項の規則で定める事務は、借受人又は保証人(これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 12 条例別表第2の12の事項の規則で定める事務は、借受者又は連帯保証人(これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 13 条例別表第2の13の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 共済制度の加入の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答
 - (2) 年金受給権者の現況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 14 条例別表第2の14の事項の規則で定める事務は、借受者又は連帯保証人(これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 15 条例別表第2の15の事項の規則で定める事務は、北海道中小企業近代化資金貸付規則を廃止する規則(平成12年北海道規則第84号)による廃止前の北海道中小企業近代化資金貸付規則(昭和31年北海道規則第170号)の資金の借主(その相続人その他の一般承継人を含むものとし、当該借主が法人である場合にあっては、その役員又は清算人とする。)又は連帯保証人(その相続人その他の一般承継人を含む。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 16 条例別表第2の16の事項の規則で定める事務は、北海道中小企業高度化資金貸付規則

(昭和42年北海道規則第157号)の資金の借受者(その相続人その他の一般承継人を含むものとし、当該借受者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人とする。)又は連帯保証人(その相続人その他の一般承継人を含む。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

17 条例別表第2の17の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (3) 採石業者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)又は採石業務管理者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

18 条例別表第2の18の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (3) 砂利採取業者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)又は砂利採取業務主任者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

19 条例別表第2の19の事項の規則で定める事務は、北海道職業訓練手当支給規則(昭和41年北海道規則第107号)第10条第1項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

20 条例別表第2の20の事項の規則で定める事務は、販売者の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

21 条例別表第2の21の事項の規則で定める事務は、肥料取締法(昭和25年法律第127号)第22条第1項若しくは第2項前段又は第23条第1項若しくは第2項前段の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

22 条例別表第2の22の事項の規則で定める事務は、納付義務者又は滞納者財産権利者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

23 条例別表第2の23の事項の規則で定める事務は、土地収用法第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地若しくはその土地にある物件について所有権を有する者又は当該土地、当該物件若しくは当該事業の用に供するための河川の敷地、海底若しくは流水、海水その他の水に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

24 条例別表第2の24の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 開発行為の許可に基づく地位の承継の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (3) 開発行為の許可を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算

人)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

25 条例別表第2の25の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告業の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 屋外広告業の更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (3) 屋外広告業の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (4) 屋外広告業者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)又は業務主任者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (5) 管理者の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (6) 管理者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

26 条例別表第2の26の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 元売りさばき人又は売りさばき人の氏名等の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
(条例別表第3の規則で定める事務)

第6条 条例別表第3の規則で定める事務は、住民監査請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(北海道恩給条例施行規則の一部改正)
- 2 北海道恩給条例施行規則(大正13年北海道庁令第56号)の一部を次のように改正する。
第38条ノ3第1項第1号に次のただし書を加える。
但シ此等ノ者ガ道内ニ住所ヲ有スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第38条ノ3第1項第3号中「戸籍謄本」の次に「(其ノ者ガ道内ニ住所ヲ有スル場合ヲ除ク)」を加え、同条第4項中「第38条ノ4ニ規定スル書類ヲ差シ出スベキ月」を「次条ノ知事ノ定ムル期月」に改める。
第38条ノ4を次のように改める。
第38条ノ4 前条第1項ニ規定スル書類ハ知事ノ定ムル期月ニ差出スモノトス
(北海道税条例施行規則の一部改正)
- 3 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。
別記第51号様式の4末尾欄外注意1(4)の事項中「自己」を「住民票に記録されている取得者の住所が取得した住宅の所在と異なる場合又は取得者が住民基本台帳法の適用を受け

ない者である場合は、取得者」に改め、「（住民票の写し、運転免許証の写しなど）」を削る。

別記第54号様式（裏）添付書類の表中「自己の居住を証する書類（住民票の写し、運転免許証の写しなど）」を「住民票に記録されている取得者の住所が取得した住宅の所在と異なる場合又は取得者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合は、取得者の居住を証する書類」に改める。

別記第70号様式その1（裏）注意2(1)アの事項中「住民票等」を削り、「書類」の次に「（住民票に記録されている住所が同じ場合（その住所が道外である場合を除く。）は、不要）」を加える。

（行政書士法施行細則の一部改正）

4 行政書士法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「住民票の写しその他」を削る。

（北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正）

5 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式末尾欄外備考1(9)の事項を次のように改める。

(9) 申請者が法人である場合は登記事項証明書、道外に住所を有する個人である場合は住民票の写し

別記第11号様式の2末尾欄外備考1(7)の事項を次のように改める。

(7) 申請者が法人である場合は登記事項証明書、道外に住所を有する個人である場合は住民票の写し

（北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

6 北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の各号」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第5条中「加入申込者」を「申込者」に改める。

第19条第2項中「とし、同項の規定による届出書に、年金受給権者の戸籍抄本又は住民票の写しを添えて」を「について」に、「提出して行わなければ」を「行うものとし、年金受給権者が道外に住所を有する場合にあっては、その戸籍抄本又は住民票の写しを添えなければ」に改める。

第20条中「加入申込者」を「加入の申込者」に改める。

別記第1号様式注2の事項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

別記第24号様式末尾欄外注2の事項中「この届出書には、年金受給権者の」を「年金受給権者が道外に住所を有する場合は、その」に改める。

（北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正）

7 北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第3項中「の住民票の抄本又はこれ」を「が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合には住民票の写し」に改める。

第21条第2項第4号を次のように改める。

(4) 登録申請者又は業務主任者が道外に住所を有する者又は住民基本台帳法の適用を受けない者（第24条の2第2項において「道外居住者等」という。）である場合は、その者の住民票の写し等（住民票の写し又はこれに代わる書面をいう。以下同じ。）

第24条の2第2項第1号中「抄本又はこれに代わる書面」を「写し等（当該屋外広告業者が道外居住者等である場合に限る。）」に改め、同項第3号中「抄本又はこれに代わる書面」を「写し等（当該役員が道外居住者等である場合に限る。）」に改め、同項第4号中「抄本又はこれに代わる書面」を「写し等（当該法定代理人が道外居住者等である場合に限る。）」に改め、同項第5号中「抄本又はこれに代わる書面」を「写し等（当該業務主任者が道外居住者等である場合に限る。）」に改める。

第26条第2項第1号及び第29条第3項第2号中「抄本又はこれに代わる書面」を「写し等」に改める。

別記第11号様式（表）中「ちょう付欄」を「貼付欄」に改め、同様式（表）末尾欄外注2(4)の事項中「及び業務主任者の住民票の抄本」を「又は業務主任者が道外に住所を有する者又は住民基本台帳法の適用を受けない者である場合は、その者の住民票の写し」に改める。

別記第13号様式末尾欄外注1の事項中「住民票の抄本」を「変更後の者が道外に住所を有する者又は住民基本台帳法の適用を受けない者である場合は、その者の住民票の写し」に改める。

別記第15号様式中「北海道収入証紙ちょう付欄」を「北海道収入証紙貼付欄」に、「写真ちょう付欄」を「写真貼付欄」に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「ちょう付欄にちょう付する」を「貼付欄に貼付する」に改め、同注2の事項中「抄本」を「写し」に改める。

別記第18号様式末尾欄外注(2)の事項中「抄本」を「写し」に改める。

（北海道収入証紙条例施行規則の一部改正）

8 北海道収入証紙条例施行規則（昭和34年北海道規則第63号）の一部を次のように改正する。

第6条中「者」を「もの」に改める。

第7条第1項中「者」を「もの」に改め、同条第2項中「者」を「もの（法人その他の団体である場合に限る。）」に、「写又は住民票抄本」を「写し」に改める。

第14条中「法人団体」を「法人その他の団体」に改める。

別記第9号様式末尾欄外備考を次のように改める。

備考 (元)売りさばき人が法人その他の団体である場合は、変更の事実を証する書類を添付すること。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例第2条ただし書の規則で定める場合を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第9号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例第2条ただし書の規則で定める場合を定める規則の一部を改正する規則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例第2条ただし書の規則で定める場合を定める規則(平成18年北海道規則第19号)の一部を次のように改正する。

題名中「第2条ただし書」を「別表第1の2の項」に改める。

本則中「第2条ただし書」を「別表第1の2の項」に改め、本則第2号中「別表2の項」を「別表第1の2の項」に、「市町」を「市町村」に改め、本則第3号及び第4号中「市町」を「市町村」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第10号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則(昭和38年北海道規則第142号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第3号様式の2を次のように改める。

別記第3号様式(第6条関係)

一般職場適応訓練委託契約書

北海道(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則(以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、一般職場適応訓練の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、(対象とする者の住所氏名)についての一般職場適応訓練を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別紙実施要領に従い、一般職場適応訓練を実施しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(訓練職種)

第3条 一般職場適応訓練の職種は、とする。

(訓練期間)

第4条 一般職場適応訓練の実施期間は、年 月 日から 年 月 日までの日(月)間とする。

(委託料)

第5条 甲は、一般職場適応訓練に対する委託料として金 円を乙に支払うものとする。ただし、第14条の規定により確定した委託料の額を超えるときは、その確定した額をもって委託料の額とする。

(注)乙が課税事業者である場合にあっては、「金 円」とあるのは、「金 円(うち消費税及び地方消費税の額金 円)」と書き換えて使用するものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、一般職場適応訓練の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(委託料の請求等)

第9条 乙は、甲に対し、毎月5日までに規則別記第5号様式の職場適応訓練委託料請求書を提出し、前月分の委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された請求書を審査の上、当該月分の委託料の支払額を決定するものとする。

3 前項の支払額は、月額金 円とする。ただし、一般職場適応訓練が行われた日数が16日(一般職場適応訓練が月の中途から開始された場合(月の初日が日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日(これらの日を休日としない事業所に係る場合にあっては、これらの日に代わる休日として定められた日)とする。以下「日曜日

等」と総称する。)であるため、その翌日から開始された場合を除く。)又は月の途中で終了した場合における当該開始又は終了の日の属する月に係るときは、21日)に満たない月については、1月を21日として日割りによって計算して得た額とする。

4 前項の一般職場適応訓練が行われた日数は、受託事業主の定める休日(日曜日等を除く。以下同じ。)の日数を含めて算定するものとする。ただし、一般職場適応訓練が行われなかった日数が当該月において15日以上引き続いた場合における当該引き続く期間内の受託事業主の定める休日については、この限りでない。

(委託料の支払)

第10条 甲は、前条第1項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

3 委託料の支払場所は、北海道会計管理者(出納員)の勤務の場所とする。
(契約の変更及び解除)

第11条 乙は、特別の事情により本契約を変更し、又は解除しようとするときは、規則別記第6号様式の職場適応訓練委託契約(変更・解除)協議書を甲に提出しなければならない。

2 前項の協議書は、乙の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長(第14条第2項において「所轄公共職業安定所長」という。)の意見が付されたものでなければならない。

3 甲は、第1項の協議書の提出があったときは、その内容を審査し、変更又は解除の可否を乙に通知するものとする。

第12条 甲は、規則第16条各号のいずれかに該当する場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。

(委託料の返還)

第13条 甲は、規則第16条第2号に該当する場合には、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

(実績報告等)

第14条 乙は、一般職場適応訓練が終了したとき又は委託契約が解除されたときは、その終了の日又は解除の日から15日以内に、規則別記第7号様式の職場適応訓練実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、所轄公共職業安定所長の意見が付されたものでなければならない。

3 甲は、第1項の規定により提出された報告書を審査の上、委託料の額を確定するものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により一般職場適応訓練に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(調査等)

第16条 甲は、一般職場適応訓練の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、一般職場適応訓練の実施の状況に関し、調査し、又は乙から報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第17条 乙は、一般職場適応訓練の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
2 乙は、その使用する者が一般職場適応訓練の実施に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 北海道
北海道知事

印

住所
乙 氏名

印

別記第3号様式の2(第6条関係)

職場実習委託契約書

北海道(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則(以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、職場実習の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、(対象とする者の住所氏名)についての職場実習を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託業務の実施方法)

(秘密の保持)

第17条 乙は、職場実習の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が職場実習の実施に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 北海道
北海道知事

印

住 所
乙 氏 名

印

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第11号

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則

北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記建設工事請負標準契約書式（同書式第43条及び第46条を除く。）中「乙は」を「受注者は」に、「甲に」を「発注者に」に、「甲は」を「発注者は」に、「乙が」を「受注者が」に、「甲の」を「発注者の」に、「甲が」を「発注者が」に、「乙の」を「受注者の」に、「乙に」を「受注者に」に、「甲乙協議して」を「発注者と受注者とが協議して」に改

める。

別記建設工事請負標準契約書式中「請負人が課税事業者」を「受注者が課税事業者」に、「と請負人」を「と受注者」に、「請負人は」を「受注者は」に、「を2通」を「を 通」に、「（注） 括弧書きの部分は、請負人が共同企業体である場合に使用する。

」を「（注） 括弧書きの部分は、受注者が共同企業体である場合に使用する。この場
合において、本書については構成員各自がその1通を保有するものとする。

合において、「請 負 人」を「受 注 者」に改め、同書式第1条第1項中「（以下
」に、「請 負 人」を「受 注 者」に改め、同書式第1条第1項中「（以下

「甲」という。）」を削り、「請負人（以下「乙」という。）」を「受注者」に改め、同条第6項及び第8項中「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に改め、同条第12項中「すべて」を「全て」に改め、同書式第2条中「、第三者」を「、当該第三者」に改め、同書式第3条第2項中「甲から」を「発注者から」に改め、同条第3項中「甲及び乙」を「発注者及び受注者」に改め、同書式第8条第2項第1号中「契約」を「この契約」に改め、同書式第9条第1項第3号中「者を」を「技術者を」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めるときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

別記建設工事請負標準契約書式第10条中「契約」を「この契約」に改め、同書式第12条第2項中「、検査」を「、当該検査」に改め、同条第3項中「乙」を「受注者」に改め、同条第5項中「検査」を「第2項の検査」に改め、同書式第13条第3項中「当該記録」を「当該見本又は工事写真等の記録」に改め、同条第4項中「乙」を「受注者」に改め、同書式第14条第5項中「、乙」を「、受注者」に改め、同条第10項中「き損し」を「毀損し」に改め、同書式第17条第1項第4号中「わき水」を「湧水」に改め、同条第2項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同書式第20条に次の2項を加える。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により工期を延長させた場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

別記建設工事請負標準契約書式第21条第2項中「ときは」の次に「、延長する工期について」を加え、同書式第22条第1項中「甲」を「発注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「でき形部分に対する」を「出来形部分に相応する」に、「控除した額をいう。以下」を「控除した額をいう。以下この項及び次項において」に、「以下同じ。）との」を

「次項において同じ。）との」に改め、同条第3項中「前項の」を「変動前残工事代金額及び」に改め、同条第4項中「第1項中」を「同項中」に改め、同条第5項及び第6項中「甲」を「発注者」に改め、同書式第26条中「てん補された」を「填補された」に改め、同書式第27条第1項中「てん補された」を「填補された」に改め、同条第3項中「甲乙協力して」を「発注者及び受注者は協力して」に改め、同書式第28条第1項中「甲乙双方の責めに」を「発注者及び受注者のいずれの責めにも」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条第4項中「てん補された」を「填補された」に、「てん補される」を「填補される」に改め、同条第5項中「乙から」を「受注者から」に、「以下」を「以下この項及び第7項において」に改め、同書式第29条第1項中「第19条」を「第22条」に改め、「第21条、第22条」を削り、「第28条」を「前条」に改め、同書式第33条第1項中「工期」を「頭書の工期」に改め、同書式第36条第1項及び第2項中「でき形部分」を「出来形部分」に改め、同条第3項中「前項の確認」を「同項の確認」に、「でき形部分」を「出来形部分」に改め、同条第7項中「第6項中」を「前項中」に改め、同条第8項及び第9項中「でき形部分」を「出来形部分」に改め、同書式第40条第4項中「き損」を「毀損」に改め、同条第5項中「甲」を「発注者」に改め、同書式第41条第2項中「でき形部分」を「出来形部分」に改め、同書式第43条の見出し中「甲」を「発注者」に改め、同条第1項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアか

らオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

別記建設工事請負標準契約書式第43条第2項を次のように改める。
2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額の賠償金を発注者の指定する日までに支払わなければならない。
別記建設工事請負標準契約書式第43条に次の1項を加える。

3 第1項第1号から第6号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は発注者に帰属し、発注者は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が請負代金額の10分の1に相当する額に不足するときは、受注者は、当該不足額を発注者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が請負代金額の10分の1に相当する額を超過するときは、発注者は、当該超過額を返還しなければならない。

別記建設工事請負標準契約書式第43条の2中「契約を」を「この契約を」に改め、同条第5号及び第6号中「乙以外」を「受注者以外」に、「名あて人」を「名宛人」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第7号中「乙（）」を「受注者（）」に改め、同書式第44条及び第45条中「契約」を「この契約」に改め、同書式第46条第1項中「契約」を「この契約」に、「でき形部分」を「出来形部分」に、「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「乙」を「受注者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の場合において、第33条の規定による前払金があったときは当該支払済みの前払金額（第36条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金額を差し引いた額）を、第1項前段の出来形部分に対する請負代金相当額（以下「出来形部分請負代金相当額」という。）と差引清算し、出来形部分請負代金相当額になお残額のある場合において、第43条第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならないときは当該賠償金額を、当該残額と差引清算するものとする。この場合において、当該支払済みの前払金額になお残額のあるときは、受注者は、解除が第43条又は第43条の2の規定によるときにあってはその残額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条又は前条の規定によるときにあってはその残額を発注者に返還しなければならない。

別記建設工事請負標準契約書式第46条第4項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「でき形部分」を「出来形部分」に、「甲」を「発注者」に、「き損した」を

「毀損した」に改め、同条第5項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に、「き損した」を「毀損した」に改め、同条第6項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第7項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第8項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に改め、同書式第46条の2第1項中「契約を」を「この契約を」に改め、同書式第48条中「契約の」を「この契約の」に、「第43条第1項」を「第43条第1項第1号から第6号まで」に改め、同書式第49条第1項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に、「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に、「甲」を「発注者」に、「以下」を「次条において」に改め、同条第2項中「又は甲」を「又は発注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同書式第50条中「甲」を「発注者」に改める。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道建設工事執行規則別記建設工事請負標準契約書式の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

訓 令

別記第6号様式（第5条関係）

病 気 休 暇 処 理 簿

決 裁 欄			休 暇 の 期 間		期間の連続性 の有無等	理 由	請 求 の月日	証明書類 の有無	請求者 等の印	整理者 の 印
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

北海道訓令第2号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令

北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別記第5号様式」の次に「（病気休暇に係る請求を行う場合にあっては、病気休暇処理簿（別記第6号様式））」を加え、同条第3項中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第4項中「職務に専念する義務の特例に関する規則」を「北海道職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」に、「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第6条の2第1項中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第7条中「研究職員が研究成果活用企業の役員を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則」を「研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則」に、「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改める。

別記第9号様式を別記第10号様式とし、別記第6号様式から別記第8号様式までを別記第7号様式から別記第9号様式までとし、別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
						職 名	氏 名				

注 「期間の連続性の有無等」欄には、今回の請求に係る病気休暇（勤務時間等規則第10条第1項ただし書に規定する特定病気休暇に限る。以下同じ。）の期間と前回までの病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、この場合に該当するときには、今回の請求に係る病気休暇の日数と前回までに使用した病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み、1日以外を単位とする病気休暇を請求する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

北海道訓令第3号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長を必要とする特別の事情)	

を

<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月に達するまでの子の育児休業を必要とする事情を記入すること。)	

に、

5 備 考	
-------	--

を

5 配 偶 者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考		

に改

め、同様式末尾欄外（注）3の事項を同（注）6の事項とし、同（注）2の事項中「5 備考」を「6 備考」に改め、「産後休暇」の次に「（非常勤職員にあっては、知事が定める産後の休暇）」を加え、同事項を同（注）5の事項とし、同（注）1の事項の次に次の3事項を加える。

- 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月に達するまでの子の育児休業」とは、条例第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 非常勤職員が任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求の期間」欄及び「4 既に承認された育児休業の期間」欄のみを記入すること。
- 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月に達するまでの子の育児休業又は1歳6か月に達するまでの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
-